

参考資料 1 地下水の水質保全に係る施策体系と環境省の主な過去からの取組

1. 地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定

環境基本法第 16 条の規定に基づき、28 項目について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（環境基準）を設定。（直近の改正：平成 31 年 3 月 20 日、JIS 改正に伴う別表の修正。）

2. 水質汚濁防止法に基づく規制など

(1) 地下浸透規制

水質汚濁防止法第 12 条の 3 に基づき、有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）の特定地下浸透水の浸透を制限。

なお、水質汚濁防止法第 8 条第 1 項に基づく特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件は、水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 により 29 項目の要件を規定。

(2) 都道府県による常時監視

都道府県知事は測定計画に基づいて地下水の水質汚濁の状況を常時監視し、その結果を公表。（水質汚濁防止法第 15 条第 1 項及び第 2 項、16 条、17 条第 1 項）

(3) 事故時の措置

特定事業場、指定事業場、貯油事業場等において汚水の流出事故が発生し、地下に浸透すること等により人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合に、事業者に対して応急措置の実施及び都道府県知事への届出を義務付け。（水質汚濁防止法第 14 条の 2）

(4) 済化措置命令

水質汚濁防止法第 14 条の 3 の規定に基づき、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康被害が生じ、または生ずるおそれのある場合、都道府県知事は特定事業場等の設置者に対して浄化措置をとることを命ぜることができる。浄化基準は、水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 3 により 29 項目を規定。（直近の改正：平成 27 年 10 月 21 日、トリクロロエチレンの基準値を 0.03mg/L から 0.01mg/L に改定。）

(5) 構造等に関する基準の遵守義務

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設における構造等に関する基準の遵守、定期点検の実施等を義務付け。（水質汚濁防止法第 12 条の 4、第 14 条第 5 項等）

3. 指針等の策定（参照：http://www.env.go.jp/water/chikasui_jiban.html）

(1) 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針（平成 11 年 1 月）

土壌・地下水汚染について、調査から対策までの手法を示した指針を策定。

(2) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル（平成 13 年 7 月）

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が常時監視等により判明した場合に、都道府県等が汚染原因の把握や負荷低減対策等を実施する際の調査内容、留意点等を示したマニュアルを策定。

(3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る土壤管理指針(平成 13 年7月)

施肥対策を含めた土壤管理の進め方の手法を示した指針を農林水産省とともに策定。

(4) 地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル(平成 25 年6月改定)

平成 24 年6月より施行された地下水汚染の未然防止のための制度について、制度の内容、対象となる施設、必要な手続き、制度の内容及びその具体的な対策等に関するマニュアルを策定。

(5) 硝酸性窒素等による地下水汚染対策マニュアル(平成 28 年5月策定)

地域における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策の推進を技術的に支援するためのマニュアルを策定。

4. 調査検討等(参照 ;http://www.env.go.jp/water/chikasui_jiban.html)

(1) 挥発性有機化合物等による地下水汚染対策に関するパンフレットの作成(平成 16 年7月)

汚染された地下水を経済的・効率的に浄化する技術の開発・普及を図るため、環境省がこれまで実施してきた地下水浄化技術に関する実証調査の結果を基に、各浄化技術の概要、適用条件、実証実験結果等を整理したパンフレット「地下水をきれいにするために」を作成。

(2) 硝酸性窒素による地下水汚染対策事例集の作成(平成 16 年7月)

地方公共団体等による地域の実情に応じた硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策を推進するため、先進的な地方公共団体の窒素負荷低減対策に関する取組事例等を紹介した事例集を作成。

(3) 硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査の実施(平成 16 年度～平成 21 年度)

浄化技術について、実際の汚染地域において実証調査を実施し、技術の有効性・経済性・適用条件等を評価し、面的に広がりのある硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染を効果的に浄化するための手法を確立する調査を実施。啓発用パンフレット「未来へつなごう私たちの地下水ー気づいていますか？硝酸性窒素汚染ー」及び実証調査等に係る浄化技術についてとりまとめた「硝酸性窒素による地下水汚染対策手法技術集」を作成。

(4) 硝酸性窒素総合対策モデル事業の実施(平成 17 年度～平成 19 年度)

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が認められる地域において、汚染原因の把握、地域の実情に応じた実行可能な硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策の立案・実施、対策の効果の定量的な予測・評価に必要となる調査を実施し、総合的な対策の実施を支援する事業を実施。

(5) 硝酸性窒素負荷低減等対策の検討(平成 21 年度～平成 26 年度)

窒素負荷低減のための実効性ある対策促進策等を検討。また、平成 26 年度には、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策に積極的に取り組む地域を対象とし、地域の課題や要望に応じて、その取組を技術的及び経済的に支援する「地下水保全のための硝酸性窒素等地域総合対策制度」を構築。

(6) 硝酸性窒素等地域総合対策の推進に関する調査検討(平成 27 年度～)

地域における取組を推進するための支援を行うとともに、地下水の収支・挙動や汚染メカニズム、対策効果の可視化ツールを含め、地域における取組の推進を行うための指針となる「硝酸性窒素等対策ガイドライン」策定に向けた調査検討を実施。

参考資料2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条に基づく、地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環告10号、最新改定：平成31年環告54号)で下表のとおり定められている。

表 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目及び基準値

項目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.003 mg/L 以下	平成23年10月基準値変更
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.05 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	平成21年11月追加
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	平成21年11月基準値変更
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	平成21年11月追加
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	平成26年11月基準値変更
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L 以下	
チラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	平成11年2月追加
ふつ素	0.8 mg/L 以下	"
ほう素	1 mg/L 以下	"
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	平成21年11月追加
(備考)		
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2. 「検出されないこと」とは、別に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本産業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

参考資料3 地下水質測定における調査区分について

地下水質の調査方法については、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」(平成元年9月14日環境庁水質保全局長通知、最新改正：平成20年8月13日)別紙の「地下水質調査方法」によることを基本としており、このことは「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について(平成13年5月31日水環境部長通知、最新改正：平成27年3月31日)」(以下、「処理基準」という。)としても定めている。処理基準に定められた調査地点等の考え方の部分について抜粋し、以下に示す。

なお、当該部分については平成20年8月に改正し、平成21年度からの地下水質測定において適用されている。

調査地点、項目、頻度等については、次によることとする。

①調査地点

ア. 概況調査

利水的に重要な地域等において重点的に汚染の発見又は濃度の推移等を把握することを目的とした定点方式と、地下水汚染を発見するために地域をメッシュ等に分割し調査区域を選定して順次調査を行うローリング方式のいずれか又は両方の方式により調査する。ただし、汚染を発見するという観点からは、定点方式のみでは汚染を見落とす可能性があることに留意する。

(ア) 定点方式

重点的に測定を実施する地域として、例えば以下の地域を選定する。効果的な監視を行うために、必要に応じて観測井を設置することも考慮する。

- ア) 地下水の利用状況等を勘案し、汚染による利水影響が大きいと考えられる地域
- イ) 有害物質を使用している工場・事業場等の立地状況及び農畜産業の状況等を勘案し、汚染の可能性が高い、または汚染予防の必要性が高い地域（判断の基礎情報として、土壤汚染の状況、廃棄物処分場跡地情報等も重視する。）
- ウ) その他、重点的に測定を実施すべき地域

(イ) ローリング方式

- ア) 地下水汚染を発見するという観点から、平野部では人口密度や工場・事業場等の立地状況を勘案したうえでメッシュ等に分割し、測定地点が偏在しないよう分割した調査区域の中から毎年調査区域を選定して順次調査を行い、数年間で地域全体を調査する。
- イ) メッシュの間隔は地域の特性などを考慮する必要があるが、市街地では1～2km、その周辺地域では4～5kmを目安とする。
- ウ) 調査区域内では、これまでの概況調査結果を参考に、未調査の井戸を優先して測定地点を選定する。地下水の汚染が鉛直方向に広がることに留意し、過去に測定を実施した地域については異なる帶水層の測定を優先的に実施する。
- エ) 必要に応じて観測井を設置することも考慮する。
- オ) ローリング方式の一巡期間は4又は5年以内を目安とし、利水状況や汚染の可能性を考慮しつつ、一巡期間を適宜短縮又は延長することができる。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

- (ア) 調査範囲の設定に当たっては、帶水層の鉛直分布を考慮しつつ、汚染物質の種類、帶水層の構造、地下水の流向・流速等を勘案し、汚染が想定される範囲全体が含まれるようにする。
- (イ) ただし、(ア)のような検討が困難な場合、まず汚染が発見された井戸から半径500m程度の範囲を調査し、地下水汚染の方向を確認する。調査範囲全体に汚染が見られる場合は、段階的に範囲を広げて調査する。
- (ウ) 地下水の流向がわかっている場合には、その方向に帶状に調査する。
- (エ) 汚染帶水層が判明している場合は、汚染帶水層にストレーナーがある井戸を調査する。なお、汚染が鉛直方向の帶水層にも移行している場合があるので、他の帶水層の測定を検討するもの

とする。

- (オ) 測定地点については、汚染による利水影響が大きいと考えられる井戸を重点的に調査する。飲用に供されている井戸については、特段の理由がない限り調査する。なお、調査範囲が広く、対象となる井戸が多い場合は、飲用井戸の調査を優先しつつ、区域を分け順次調査を行う。
- (カ) 既存の井戸を調査することが基本であるが、汚染範囲を的確に把握することが困難となるような大きな空白地区が生じる場合は、観測井を設置することも考慮する。

ウ. 継続監視調査

- (ア) 汚染源の影響を最も受けやすい地点及びその下流側を含むことが望ましい。
- (イ) より効果的な監視を行うために、必要に応じて観測井を設置することも考慮する。
- (ウ) 汚染範囲や地下水の流動状況に変化があったと想定される場合には測定地点の変更を検討するものとする。

②測定項目

地下水の水質調査は基本的に地下水の水質汚濁に係る環境基準項目について実施することとする。また、水質調査を実施する際には、井戸の地点名、位置、深度、浅井戸／深井戸の別、不圧／被圧帶水層の別、用途等の諸元についてできるだけ把握する。さらに、地下水の特性把握に必要な項目については適宜調査を行うものとする。

ア. 概況調査

- (ア) ローリング方式による調査においては、基本的に全ての環境基準項目について測定を実施する。
- (イ) 定点方式による調査において、利水影響が大きいと考えられる地域においては、基本的に全ての環境基準項目について測定を実施する。
- (ウ) 定点方式による調査において、土地利用等から判断して汚染の可能性がきわめて低い項目について、過去2ないし3回連続して定量下限値以下であった場合は、測定計画にその根拠を示した上で、一時的に測定項目から除外することとしてもよい。
- (エ) 定点方式による調査において、汚染の可能性が高い地域においては、汚染の可能性が高い項目と併せて、その分解生成物についても測定することが望ましい。
- (オ) なお、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定することとしてもよい。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

測定項目にその根拠を示した上で、周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物に限定して測定することとしてもよい。

ウ. 継続監視調査

- (ア) 測定項目にその根拠を示した上で、周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物に限定して測定することとしてもよい。
- (イ) 汚染項目、地質や地下水流動の状況等から総合的に判断し、自然的要因による汚染と判断される場合には、飲用指導等が確実に実施されていることを条件に、測定項目から除外することとしてもよい。

③測定頻度

ア. 概況調査

- (ア) 年次計画を立てて実施する場合は、当該年度の対象井戸については、年1回以上実施することとする。なお、季節的な変動を考慮することが望ましい。
- (イ) 定点方式については、地下水の流動、利水状況及び汚染物質の使用状況等を考慮して、測定計画に根拠等を示した上で、測定頻度を減らすことができる。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

- (ア) 汚染発見後、できるだけ早急に実施することとする。1地区の調査は、降雨等の影響を避け、

できるだけ短期間に行うことが望ましい。

- (イ) 地下水の流動状況に変化があったと想定される場合には、再度汚染井戸周辺地区調査を実施することが望ましい。

ウ. 継続監視調査

- (ア) 対象井戸について、年1回以上実施することとし、調査時期は毎年同じ時期に設定することとする。なお、季節的な変動を考慮することが望ましい。
- (イ) 地下水を飲用に用いていない地域や汚染項目の濃度変動が小さい場合など、測定計画に具体的に根拠を示した上で、複数年に1回の測定とすることができる。
- (ウ) 汚染項目、地質や地下水流動の状況等から総合的に判断し、自然的原因による汚染と判断される場合には、飲用指導等が確実に実施されていることを条件に、複数年に1回の測定とする、または、継続監視調査を終了することができる。
- (エ) 汚染源における浄化対策の実施等により継続監視調査を終了する場合には、測定地点で一定期間連続して環境基準を満たし、その上で、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であることを確認することとする。

④その他

地域の井戸の設置状況、地下水の利用状況、地下水の流れ、過去から現在にかけての土地利用や有害物質の使用状況等については、適宜調査を実施し、水質調査に当たって必要な状況を把握しておくことが望ましい。

参考資料4 都道府県別調査実施状況

都道府県名		平成30年度 調査戸数			(参考)平成29年度 調査戸数		
		概況調査	汚染戸周辺地区調査	継続監視調査	概況調査	汚染戸周辺地区調査	継続監視調査
北海道・東北	北海道	85	15	196	91	28	193
	青森	19	45	107	19	25	103
	岩手	76	31	80	69	12	79
	宮城	39	1	34	38	5	43
	秋田	41	0	31	41	4	29
	山形	32	39	41	32	10	38
	福島	56	114	193	57	85	193
関東	茨城	85	33	356	87	53	358
	栃木	132	0	184	139	0	191
	群馬	151	4	51	150	0	51
	埼玉	84	30	195	86	50	202
	千葉	186	112	131	184	40	133
	東京	65	21	82	65	22	77
	神奈川	206	10	131	219	24	143
北陸・中部	新潟	42	72	93	42	53	83
	富山	76	0	22	76	10	22
	石川	75	14	107	75	71	104
	福井	32	34	86	62	3	88
	山梨	52	5	34	49	3	32
	長野	68	8	153	67	3	160
	岐阜	90	17	64	92	78	66
	静岡	46	27	117	49	29	116
	愛知	112	63	286	112	39	289
近畿	三重	25	0	9	26	0	9
	滋賀	62	11	191	60	0	201
	京都	32	10	58	31	10	61
	大阪	74	36	129	75	51	136
	兵庫	96	0	121	97	5	144
	奈良	39	0	7	36	0	8
	和歌山	65	0	18	67	0	18
中国・四国	鳥取	12	7	58	10	8	46
	島根	9	0	0	9	0	0
	岡山	31	0	8	31	0	8
	広島	35	1	13	35	1	11
	山口	118	18	56	117	0	64
	徳島	40	0	8	42	0	8
	香川	15	0	30	14	0	30
	愛媛	20	0	67	21	6	69
	高知	30	0	18	30	0	17
九州・沖縄	福岡	104	0	64	107	9	65
	佐賀	50	57	47	49	0	48
	長崎	30	23	36	30	23	36
	熊本	245	30	360	177	5	355
	大分	43	2	33	38	6	36
	宮崎	79	0	52	78	0	51
	鹿児島	94	45	68	107	31	86
	沖縄	8	0	11	8	16	13
全体(全国計)		3,206	935	4,236	3,196	818	4,313

参考資料5 項目別・都道府県別調査結果

(1) 都道府県別調査結果（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）

都道府県名	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	63	0	0	-	90	44
	青森	19	1	5.3	19	6	42
	岩手	76	2	2.6	2	0	20
	宮城	39	4	10.3	1	0	9
	秋田	41	0	0	-	-	9
	山形	26	0	0	14	0	11
	福島	29	0	0	12	1	37
関東	茨城	85	8	9.4	8	0	215
	栃木	132	1	0.8	-	-	76
	群馬	151	20	13.2	-	-	20
	埼玉	84	4	4.8	16	3	118
	千葉	186	27	14.5	37	18	19
	東京	65	1	1.5	6	0	19
	神奈川	206	4	1.9	10	2	83
北陸・中部	新潟	42	0	0	-	-	7
	富山	76	0	0	-	-	6
	石川	75	0	0	-	-	3
	福井	32	0	0	-	-	8
	山梨	44	0	0	5	0	20
	長野	68	0	0	-	-	87
	岐阜	90	0	0	17	0	10
	静岡	46	0	0	-	-	31
	愛知	112	2	1.8	9	6	59
近畿	三重	25	1	4.0	-	-	2
	滋賀	54	1	1.9	5	0	10
	京都	30	0	0	-	-	13
	大阪	73	0	0	4	0	21
	兵庫	95	0	0	-	-	19
	奈良	39	1	2.6	-	-	5
	和歌山	65	0	0	-	-	14
中国・四国	鳥取	12	1	8.3	7	1	13
	島根	9	0	0	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	5
	広島	35	1	2.9	-	-	9
	山口	36	1	2.8	-	-	6
	徳島	35	1	2.9	-	-	5
	香川	9	0	0	-	-	18
	愛媛	20	0	0	-	-	51
	高知	30	0	0	-	-	8
九州・沖縄	福岡	85	0	0	-	-	9
	佐賀	32	0	0	-	-	4
	長崎	30	0	0	20	0	35
	熊本	235	4	1.7	15	6	184
	大分	42	0	0	2	0	23
	宮崎	49	0	0	-	-	18
	鹿児島	88	0	0	45	1	54
全体(全国計)		2,954	85	2.9	254	44	1,526
							650

注:本資料は概況調査において超過率が比較的高い項目について、都道府県別の概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査結果を示す

(2) 都道府県別調査結果(砒素)

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	83	1	1.2	-	-	48	28
	青森	19	0	0	11	0	31	10
	岩手	76	0	0	12	0	23	13
	宮城	39	0	0	-	-	12	11
	秋田	41	0	0	-	-	3	2
	山形	26	1	3.8	29	2	12	9
	福島	27	0	0	16	1	11	3
関東	茨城	85	1	1.2	14	10	66	52
	栃木	132	0	0	-	-	17	5
	群馬	98	0	0	4	1	-	-
	埼玉	84	3	3.6	3	0	22	20
	千葉	186	9	4.8	51	13	21	17
	東京	65	2	3.1	7	1	11	7
	神奈川	206	0	0	-	-	5	3
北陸・中部	新潟	42	8	19.0	10	7	7	5
	富山	76	1	1.3	-	-	2	0
	石川	75	1	1.3	3	2	23	16
	福井	32	0	0	15	0	17	4
	山梨	45	1	2.2	5	2	5	2
	長野	68	0	0	-	-	10	8
	岐阜	90	1	1.1	-	-	14	13
近畿	静岡	46	0	0	-	-	15	6
	愛知	112	4	3.6	16	0	39	15
	三重	25	0	0	-	-	2	1
	滋賀	54	1	1.9	6	0	27	23
	京都	32	0	0	2	0	9	6
	大阪	74	0	0	8	0	18	12
	兵庫	92	0	0	-	-	40	14
中国・四国	奈良	39	1	2.6	-	-	-	-
	和歌山	65	0	0	-	-	3	2
	鳥取	12	0	0	-	-	12	5
	島根	9	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	-	-
	広島	35	2	5.7	-	-	9	0
	山口	10	0	0	-	-	1	1
九州・沖縄	徳島	26	0	0	-	-	-	-
	香川	7	0	0	-	-	-	-
	愛媛	20	0	0	-	-	6	1
	高知	30	0	0	-	-	-	-
	福岡	104	12	11.5	-	-	6	5
	佐賀	25	0	0	3	3	2	0
	長崎	30	0	0	17	0	31	1
全体(全国計)		2,757	54	2.0	240	43	658	370

(3) 都道府県別調査結果（ふっ素）

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	54	0	0	-	-	3	2
	青森	19	0	0	-	-	21	13
	岩手	1	0	0	-	-	1	1
	宮城	39	0	0	-	-	-	-
	秋田	41	0	0	-	-	3	1
	山形	26	1	3.8	12	1	1	1
	福島	37	0	0	-	-	19	4
関東	茨城	85	0	0	8	0	2	2
	栃木	132	0	0	-	-	8	2
	群馬	149	0	0	-	-	-	-
	埼玉	84	0	0	-	-	2	1
	千葉	186	1	0.5	5	0	-	-
	東京	65	0	0	-	-	1	1
	神奈川	206	0	0	-	-	-	-
北陸・中部	新潟	42	0	0	20	0	4	2
	富山	76	0	0	-	-	-	-
	石川	75	1	1.3	4	0	5	5
	福井	32	1	3.1	19	0	-	-
	山梨	46	0	0	5	0	7	1
	長野	68	0	0	-	-	5	2
	岐阜	90	1	1.1	-	-	23	19
	静岡	46	0	0	-	-	7	1
	愛知	112	0	0	16	0	40	13
近畿	三重	25	0	0	-	-	2	1
	滋賀	53	0	0	-	-	12	10
	京都	32	0	0	-	-	5	4
	大阪	74	0	0	12	0	15	7
	兵庫	94	4	4.3	-	-	30	16
	奈良	39	0	0	-	-	-	-
	和歌山	65	0	0	-	-	-	-
中国・四国	鳥取	12	0	0	-	-	18	7
	島根	9	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	3	9.7	-	-	1	1
	広島	35	1	2.9	-	-	9	0
	山口	25	0	0	-	-	-	-
	徳島	26	0	0	-	-	-	-
	香川	7	0	0	-	-	3	3
	愛媛	20	0	0	-	-	2	0
	高知	30	0	0	-	-	-	-
九州・沖縄	福岡	81	1	1.2	-	-	-	-
	佐賀	22	0	0	2	1	8	4
	長崎	30	0	0	17	0	31	0
	熊本	149	8	5.4	5	1	66	43
	大分	33	0	0	1	0	13	1
	宮崎	55	0	0	-	-	4	1
	鹿児島	59	0	0	45	1	35	5
全体(全国計)		2,725	22	0.8	171	4	406	174

(4) 都道府県別調査結果(ほう素)

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	54	0	0	-	-	3	1
	青森	19	1	5.3	5	1	6	3
	岩手	1	0	0	-	-	2	2
	宮城	39	0	0	-	-	-	-
	秋田	41	0	0	-	-	1	0
	山形	26	1	3.8	2	1	1	0
	福島	35	0	0	-	-	3	1
関東	茨城	85	0	0	-	-	-	-
	栃木	132	0	0	-	-	11	1
	群馬	98	0	0	-	-	-	-
	埼玉	84	0	0	-	-	4	2
	千葉	186	0	0	-	-	1	1
	東京	65	0	0	-	-	2	1
	神奈川	206	0	0	-	-	1	0
北陸・中部	新潟	42	1	2.4	17	2	2	1
	富山	76	0	0	-	-	-	-
	石川	75	1	1.3	-	-	2	1
	福井	32	0	0	-	-	-	-
	山梨	44	0	0	1	0	-	-
	長野	68	0	0	-	-	3	2
	岐阜	90	0	0	-	-	2	2
	静岡	46	1	2.2	-	-	4	0
	愛知	112	0	0	3	0	26	4
近畿	三重	25	0	0	-	-	2	0
	滋賀	53	0	0	-	-	2	2
	京都	32	0	0	2	0	3	0
	大阪	74	0	0	-	-	3	2
	兵庫	94	2	2.1	-	-	4	1
	奈良	39	0	0	-	-	1	0
	和歌山	65	0	0	-	-	-	-
中国・四国	鳥取	12	0	0	-	-	3	1
	島根	9	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	-	-
	広島	35	0	0	-	-	9	0
	山口	19	0	0	-	-	-	-
	徳島	26	0	0	-	-	-	-
	香川	8	0	0	-	-	1	1
	愛媛	20	0	0	-	-	2	0
	高知	30	0	0	-	-	1	1
九州・沖縄	福岡	81	0	0	-	-	-	-
	佐賀	22	0	0	12	12	-	-
	長崎	30	0	0	17	0	31	2
	熊本	74	2	2.7	-	-	33	1
	大分	27	0	0	1	0	3	0
	宮崎	51	0	0	-	-	3	0
	鹿児島	49	0	0	-	-	1	0
全体(全国計)		2,570	9	0.4	60	16	177	34

(5) 都道府県別調査結果（トリクロロエチレン）

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	61	0	0	8	0	46	1
	青森	19	0	0	—	—	5	0
	岩手	76	0	0	5	1	19	2
	宮城	39	0	0	—	—	12	0
	秋田	41	0	0	—	—	16	3
	山形	32	0	0	—	—	18	0
	福島	38	0	0	96	5	138	10
関東	茨城	85	0	0	11	2	36	12
	栃木	132	0	0	—	—	83	6
	群馬	98	0	0	—	—	26	2
	埼玉	84	0	0	—	—	50	9
	千葉	186	1	0.5	19	5	89	25
	東京	65	0	0	—	—	41	7
	神奈川	206	0	0	—	—	37	10
北陸・中部	新潟	23	0	0	30	0	75	4
	富山	76	0	0	—	—	5	0
	石川	75	0	0	7	0	76	1
	福井	32	0	0	—	—	67	7
	山梨	46	0	0	5	0	19	1
	長野	68	0	0	8	0	51	6
	岐阜	90	0	0	—	—	3	0
近畿	静岡	46	0	0	27	3	62	10
	愛知	112	1	0.9	9	2	100	25
	三重	25	0	0	—	—	8	1
	滋賀	59	0	0	—	—	135	10
	京都	31	0	0	7	0	29	1
	大阪	73	0	0	5	0	75	9
	兵庫	90	1	1.1	—	—	88	9
中国・四国	奈良	39	0	0	—	—	—	—
	和歌山	65	0	0	—	—	—	—
	鳥取	12	0	0	—	—	17	4
	島根	9	0	0	—	—	—	—
	岡山	31	0	0	—	—	3	1
	広島	35	0	0	1	0	13	1
	山口	64	0	0	18	0	46	1
九州・沖縄	徳島	33	0	0	—	—	3	0
	香川	11	0	0	—	—	9	1
	愛媛	10	0	0	—	—	7	0
	高知	30	0	0	—	—	7	0
	福岡	81	0	0	—	—	42	6
	佐賀	47	0	0	22	0	28	7
	長崎	30	0	0	20	0	32	6
全体(全国計)		2,767	3	0.1	325	18	1,770	207

(6) 都道府県別調査結果（クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー））

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	53	0	0	8	0	48	0
	青森	19	0	0	-	-	5	0
	岩手	1	0	0	5	0	13	0
	宮城	39	0	0	-	-	12	0
	秋田	41	0	0	-	-	14	1
	山形	26	0	0	-	-	11	3
	福島	35	0	0	56	0	77	6
関東	茨城	82	1	1.2	11	0	9	0
	栃木	74	0	0	-	-	83	3
	群馬	75	0	0	-	-	8	0
	埼玉	84	0	0	-	-	48	2
	千葉	186	0	0	19	0	54	5
	東京	18	0	0	8	1	-	-
	神奈川	206	0	0	-	-	26	4
北陸・中部	新潟	23	0	0	30	1	75	16
	富山	76	0	0	-	-	-	-
	石川	75	0	0	-	-	42	2
	福井	32	0	0	-	-	67	1
	山梨	46	0	0	1	0	12	0
	長野	52	0	0	8	0	51	1
	岐阜	90	0	0	-	-	-	-
近畿	静岡	46	0	0	-	-	24	1
	愛知	112	0	0	15	1	90	6
	三重	25	0	0	-	-	8	0
	滋賀	59	0	0	-	-	135	2
	京都	31	0	0	7	0	29	1
	大阪	73	0	0	5	0	77	23
	兵庫	91	0	0	-	-	66	5
中国・四国	奈良	39	0	0	-	-	-	-
	和歌山	65	0	0	-	-	-	-
	鳥取	12	0	0	-	-	17	0
	島根	9	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	2	0
	広島	30	0	0	1	0	11	0
	山口	5	0	0	-	-	5	0
九州・沖縄	徳島	30	0	0	-	-	-	-
	香川	4	0	0	-	-	6	0
	愛媛	20	0	0	-	-	7	0
	高知	30	0	0	-	-	5	0
	福岡	81	0	0	-	-	30	2
	佐賀	30	0	0	22	0	28	0
	長崎	30	0	0	20	0	32	1
全体(全国計)		2,390	1	0.0	242	3	1,350	89

(7) 都道府県別調査結果（鉛）

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	62	0	0	-	-	3	0
	青森	19	0	0	20	0	9	1
	岩手	76	2	2.6	13	0	16	4
	宮城	39	0	0	-	-	-	-
	秋田	41	0	0	-	-	1	0
	山形	26	0	0	-	-	1	0
	福島	31	0	0	27	0	5	0
関東	茨城	85	1	1.2	1	0	1	0
	栃木	132	0	0	-	-	5	0
	群馬	98	1	1.0	-	-	-	-
	埼玉	84	2	2.4	11	0	1	1
	千葉	186	0	0	-	-	1	1
	東京	65	2	3.1	3	1	9	3
	神奈川	206	0	0	-	-	3	0
北陸・中部	新潟	42	0	0	24	0	-	-
	富山	76	0	0	-	-	-	-
	石川	75	0	0	-	-	-	-
	福井	32	0	0	10	0	-	-
	山梨	47	0	0	1	0	3	0
	長野	68	0	0	-	-	3	0
	岐阜	90	0	0	-	-	-	-
近畿	静岡	46	0	0	-	-	-	-
	愛知	112	0	0	4	0	21	1
	三重	25	0	0	-	-	2	0
	滋賀	53	0	0	-	-	2	1
	京都	32	0	0	3	0	-	-
	大阪	74	0	0	-	-	5	0
	兵庫	93	1	1.1	-	-	22	0
中国・四国	奈良	39	0	0	-	-	1	0
	和歌山	65	1	1.5	-	-	1	0
	鳥取	12	0	0	-	-	-	-
	島根	9	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	-	-
	広島	35	0	0	-	-	9	0
	山口	21	0	0	-	-	-	-
九州・沖縄	徳島	26	0	0	-	-	-	-
	香川	8	0	0	-	-	-	-
	愛媛	10	0	0	-	-	2	0
	高知	30	0	0	-	-	-	-
	福岡	89	0	0	-	-	4	0
	佐賀	19	0	0	2	0	-	-
	長崎	30	0	0	17	0	31	0
全体(全国計)		2,726	10	0.4	141	1	172	12

(8) 都道府県別調査結果（テトラクロロエチレン）

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	61	0	0	8	0	55	20
	青森	19	0	0	—	—	5	1
	岩手	76	0	0	—	—	19	4
	宮城	39	0	0	—	—	12	5
	秋田	41	0	0	—	—	6	2
	山形	32	0	0	—	—	15	3
	福島	35	0	0	102	2	136	12
関東	茨城	85	0	0	11	3	46	32
	栃木	132	0	0	—	—	67	13
	群馬	98	0	0	—	—	22	2
	埼玉	84	0	0	—	—	46	11
	千葉	186	2	1.1	19	1	89	33
	東京	65	0	0	—	—	41	22
	神奈川	206	0	0	—	—	35	12
北陸・中部	新潟	23	0	0	30	0	75	5
	富山	76	0	0	—	—	12	0
	石川	75	0	0	7	0	76	2
	福井	32	0	0	—	—	66	3
	山梨	46	0	0	5	0	19	1
	長野	68	2	2.9	8	1	51	16
	岐阜	90	0	0	—	—	7	2
近畿	静岡	46	0	0	27	4	40	7
	愛知	112	0	0	2	0	88	17
	三重	25	0	0	—	—	6	3
	滋賀	59	0	0	—	—	135	14
	京都	31	0	0	7	0	29	4
	大阪	73	0	0	5	0	74	8
	兵庫	90	0	0	—	—	87	14
中国・四国	奈良	39	0	0	—	—	—	—
	和歌山	65	0	0	—	—	—	—
	鳥取	12	0	0	—	—	17	0
	島根	9	0	0	—	—	—	—
	岡山	31	0	0	—	—	2	1
	広島	35	0	0	1	0	12	1
	山口	63	1	1.6	18	0	46	15
九州・沖縄	徳島	33	0	0	—	—	3	0
	香川	10	0	0	—	—	9	3
	愛媛	10	0	0	—	—	17	1
	高知	30	0	0	—	—	7	1
	福岡	81	0	0	—	—	45	17
	佐賀	47	0	0	22	0	17	1
	長崎	30	0	0	20	0	32	1
全体(全国計)		2,762	6	0.2	319	11	1,695	343

(9) 都道府県別調査結果（カドミウム）

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	61	0	0	-	-	-	-
	青森	19	0	0	-	-	-	-
	岩手	76	0	0	-	-	-	-
	宮城	39	0	0	-	-	-	-
	秋田	41	0	0	-	-	1	0
	山形	15	0	0	-	-	-	-
	福島	29	0	0	6	0	2	1
関東	茨城	85	0	0	-	-	-	-
	栃木	132	0	0	-	-	-	-
	群馬	98	0	0	-	-	3	0
	埼玉	84	0	0	-	-	-	-
	千葉	186	0	0	-	-	-	-
	東京	65	0	0	-	-	2	1
	神奈川	206	0	0	-	-	-	-
北陸・中部	新潟	42	0	0	-	-	-	-
	富山	76	0	0	-	-	-	-
	石川	75	0	0	-	-	-	-
	福井	32	0	0	-	-	-	-
	山梨	44	0	0	1	0	-	-
	長野	52	0	0	-	-	-	-
	岐阜	90	0	0	-	-	-	-
近畿	静岡	46	0	0	-	-	-	-
	愛知	112	0	0	-	-	-	-
	三重	25	0	0	-	-	2	0
	滋賀	53	0	0	-	-	-	-
	京都	32	0	0	2	0	-	-
	大阪	73	0	0	-	-	-	-
	兵庫	95	0	0	-	-	2	0
中国・四国	奈良	39	0	0	-	-	-	-
	和歌山	65	0	0	-	-	-	-
	鳥取	12	0	0	-	-	-	-
	島根	9	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	-	-
	広島	35	0	0	-	-	2	0
	山口	9	0	0	-	-	-	-
九州・沖縄	徳島	26	0	0	-	-	-	-
	香川	4	0	0	-	-	-	-
	愛媛	10	0	0	-	-	2	0
	高知	30	0	0	-	-	-	-
	福岡	89	0	0	-	-	1	0
	佐賀	15	0	0	-	-	-	-
	長崎	30	0	0	17	0	21	0
全体(全国計)		2,602	0	0	26	0	43	2

(10) 都道府県別調査結果（総水銀）

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	61	0	0	-	-	-	-
	青森	19	0	0	-	-	-	-
	岩手	76	0	0	-	-	-	-
	宮城	39	0	0	-	-	-	-
	秋田	41	0	0	-	-	1	0
	山形	15	0	0	-	-	-	-
	福島	27	0	0	-	-	3	0
関東	茨城	85	0	0	1	0	-	-
	栃木	132	0	0	-	-	-	-
	群馬	71	0	0	-	-	-	-
	埼玉	84	0	0	-	-	-	-
	千葉	186	0	0	-	-	-	-
	東京	65	0	0	-	-	-	-
	神奈川	206	0	0	-	-	-	-
北陸・中部	新潟	42	0	0	-	-	-	-
	富山	76	0	0	-	-	-	-
	石川	75	0	0	-	-	-	-
	福井	32	0	0	-	-	7	1
	山梨	44	0	0	1	0	-	-
	長野	68	0	0	-	-	-	-
	岐阜	90	0	0	-	-	3	3
近畿	静岡	46	0	0	-	-	-	-
	愛知	112	0	0	-	-	27	9
	三重	25	0	0	-	-	2	0
	滋賀	53	0	0	-	-	3	1
	京都	32	0	0	-	-	4	2
	大阪	73	0	0	2	0	3	0
	兵庫	95	0	0	-	-	2	0
中国・四国	奈良	39	0	0	-	-	-	-
	和歌山	65	0	0	-	-	-	-
	鳥取	12	0	0	-	-	-	-
	島根	9	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	-	-
	広島	35	0	0	-	-	2	0
	山口	9	0	0	-	-	3	0
九州・沖縄	徳島	26	0	0	-	-	-	-
	香川	7	0	0	-	-	-	-
	愛媛	10	0	0	-	-	2	0
	高知	30	0	0	-	-	-	-
	福岡	89	0	0	-	-	4	0
	佐賀	19	0	0	-	-	-	-
	長崎	30	0	0	17	0	21	2
全体(全国計)		2,592	0	0	21	0	94	19

(11) 都道府県別調査結果 (1, 2-ジクロロエチレン)

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	61	0	0	8	0	42	3
	青森	19	0	0	-	-	5	0
	岩手	76	0	0	4	0	19	0
	宮城	39	0	0	-	-	12	0
	秋田	41	0	0	-	-	10	1
	山形	26	0	0	-	-	15	2
	福島	37	0	0	102	0	118	8
関東	茨城	83	0	0	11	1	13	3
	栃木	132	0	0	-	-	83	5
	群馬	98	0	0	-	-	24	2
	埼玉	84	0	0	-	-	45	4
	千葉	186	0	0	19	0	68	5
	東京	65	0	0	-	-	41	5
	神奈川	206	0	0	-	-	28	7
北陸・中部	新潟	23	0	0	30	0	75	8
	富山	76	0	0	-	-	-	-
	石川	75	0	0	7	0	76	1
	福井	32	0	0	-	-	67	1
	山梨	46	0	0	5	0	19	0
	長野	68	0	0	8	0	51	2
	岐阜	90	0	0	-	-	-	-
近畿	静岡	46	0	0	-	-	49	1
	愛知	112	0	0	11	2	105	15
	三重	25	0	0	-	-	9	0
	滋賀	59	0	0	-	-	135	3
	京都	31	0	0	7	0	29	0
	大阪	69	0	0	5	0	78	18
	兵庫	90	0	0	-	-	81	8
中国・四国	奈良	39	0	0	-	-	-	-
	和歌山	65	0	0	-	-	-	-
	鳥取	12	0	0	-	-	17	0
	島根	9	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	3	0
	広島	35	0	0	-	-	10	0
	山口	22	0	0	18	0	36	0
九州・沖縄	徳島	30	0	0	-	-	-	-
	香川	7	0	0	-	-	-	-
	愛媛	20	0	0	-	-	7	0
	高知	30	0	0	-	-	7	0
	福岡	81	0	0	-	-	30	3
	佐賀	37	0	0	22	0	28	0
	長崎	30	0	0	20	0	32	0
全体(全国計)		2,686	0	0	304	3	1,611	109

参考資料6 項目別・年度別地下水質測定結果

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
カドミウム	3	3,026	0	0	26	0	477	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	4	2,799	3	0.1	34	0	585	0		
	5	2,625	0	0	113	0	641	0		
	6	2,204	0	0	50	0	687	0		
	7	2,122	0	0	86	0	646	0		
	8	2,100	0	0	26	0	680	0		
	9	2,094	0	0	41	0	748	0		
	10	3,102	0	0	50	0	340	0		
	11	3,152	1	0.0	30	0	333	0		
	12	2,997	0	0	35	0	252	0		
	13	3,003	0	0	45	0	237	0		
	14	3,242	0	0	25	0	298	0		
	15	3,591	0	0	31	0	308	0		
	16	3,247	0	0	73	0	246	0		
	17	3,092	0	0	56	0	216	0		
	18	3,166	0	0	27	0	117	0		
	19	3,160	0	0	56	0	154	0		
	20	2,871	0	0	48	0	230	0		
	21	3,185	0	0	24	0	79	0		
	22	2,996	0	0	52	0	54	0		
	23	2,910	2	0.1	76	0	31	1	環境基準	0.01 mg/L 以下
	24	2,899	0	0	24	0	49	2		
	25	2,904	0	0	24	0	44	2		
	26	2,704	0	0	20	0	43	1		
	27	2,658	1	0.0	45	0	46	1		
	28	2,668	0	0	39	0	42	2		
	29	2,627	2	0.1	36	7	42	2		
	30	2,602	0	0	26	0	43	2		
全シアン	3	2,961	0	0	24	0	444	1	評価基準	検出され ないこと
	4	2,699	0	0	25	0	554	0		
	5	2,462	0	0	46	0	609	1		
	6	1,995	0	0	32	0	648	0		
	7	2,010	0	0	41	0	626	0		
	8	1,899	0	0	25	0	645	0		
	9	1,909	0	0	45	0	715	0		
	10	2,659	0	0	42	0	282	0		
	11	2,786	0	0	25	0	297	0		
	12	2,616	0	0	26	0	230	0		
	13	2,660	0	0	47	0	225	0		
	14	2,639	0	0	28	2	284	0		
	15	2,870	0	0	50	2	300	0		
	16	2,723	0	0	46	0	236	0		
	17	2,830	0	0	28	0	218	1		
	18	2,904	0	0	40	0	120	1		
	19	2,737	0	0	44	0	155	0		
	20	2,508	0	0	40	0	234	0		
	21	2,904	0	0	21	0	101	0		
	22	2,774	0	0	36	0	73	0		
	23	2,713	0	0	30	0	54	0		
	24	2,642	0	0	27	0	60	1		
	25	2,736	0	0	26	0	55	0		
	26	2,534	0	0	22	0	58	0		
	27	2,479	0	0	32	0	62	0		
	28	2,494	0	0	31	0	59	0		
	29	2,450	0	0	18	0	52	0		
	30	2,418	0	0	38	0	59	0		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査又は定期モニタリング調査		備考	
		調査数(本)	超過数(本)	超過率(%)	調査数(本)	超過数(本)	調査数(本)	超過数(本)	基準の種類	基準値
鉛	3	3,043	0	0	36	0	486	2	評価基準	0.1 mg/L以下
	4	2,802	0	0	30	0	609	5		0.01 mg/L以下
	5	2,627	6	0.2	121	4	667	3		0.01 mg/L以下
	6	2,523	2	0.1	58	0	700	6		0.01 mg/L以下
	7	2,506	3	0.1	96	0	675	7		0.01 mg/L以下
	8	2,483	7	0.3	73	2	709	4		0.01 mg/L以下
	9	2,456	8	0.3	71	6	771	8		0.01 mg/L以下
	10	3,312	8	0.2	90	1	374	5		0.01 mg/L以下
	11	3,198	15	0.5	84	0	374	7		0.01 mg/L以下
	12	3,360	10	0.3	82	3	298	13		0.01 mg/L以下
	13	3,362	13	0.4	110	4	275	6		0.01 mg/L以下
	14	3,484	8	0.2	149	7	346	8		0.01 mg/L以下
	15	3,689	21	0.6	164	6	349	7		0.01 mg/L以下
	16	3,566	14	0.4	145	2	344	11		0.01 mg/L以下
	17	3,374	15	0.4	162	6	306	10		0.01 mg/L以下
	18	3,484	8	0.2	130	2	220	10		0.01 mg/L以下
	19	3,466	12	0.3	296	4	283	8		0.01 mg/L以下
	20	3,193	10	0.3	232	7	360	10		0.01 mg/L以下
	21	3,219	11	0.3	115	1	189	9		0.01 mg/L以下
	22	3,041	12	0.4	426	14	173	9		0.01 mg/L以下
	23	2,975	13	0.4	282	4	149	16		0.01 mg/L以下
	24	2,962	12	0.4	138	2	178	15		0.01 mg/L以下
	25	2,964	9	0.3	215	4	205	13		0.01 mg/L以下
	26	2,755	7	0.3	66	2	197	13		0.01 mg/L以下
	27	2,712	3	0.1	101	2	201	17		0.01 mg/L以下
	28	2,758	9	0.3	124	1	173	17		0.01 mg/L以下
	29	2,689	4	0.1	53	0	162	12		0.01 mg/L以下
	30	2,726	10	0.4	141	1	172	12		0.01 mg/L以下
六価クロム	3	3,077	1	0.0	24	0	478	0	評価基準	0.05 mg/L以下
	4	2,822	0	0	25	0	616	8		0.05 mg/L以下
	5	2,676	1	0.0	81	0	683	5		0.05 mg/L以下
	6	2,525	0	0	32	0	717	8		0.05 mg/L以下
	7	2,331	0	0	82	0	685	8		0.05 mg/L以下
	8	2,306	0	0	25	0	710	11		0.05 mg/L以下
	9	2,290	1	0.0	45	0	781	12		0.05 mg/L以下
	10	3,232	0	0	60	0	403	11		0.05 mg/L以下
	11	3,129	0	0	25	0	376	11		0.05 mg/L以下
	12	3,187	1	0.0	49	2	285	9		0.05 mg/L以下
	13	3,175	0	0	38	2	264	11		0.05 mg/L以下
	14	3,308	0	0	25	0	325	11		0.05 mg/L以下
	15	3,562	1	0.0	60	1	334	10		0.05 mg/L以下
	16	3,420	0	0	49	0	291	15		0.05 mg/L以下
	17	3,286	0	0	58	0	267	14		0.05 mg/L以下
	18	3,387	0	0	58	1	173	15		0.05 mg/L以下
	19	3,388	1	0.0	74	0	208	15		0.05 mg/L以下
	20	3,116	0	0	68	1	294	15		0.05 mg/L以下
	21	3,189	0	0	48	27	140	14		0.05 mg/L以下
	22	3,015	0	0	43	0	124	21		0.05 mg/L以下
	23	2,882	0	0	33	0	117	22		0.05 mg/L以下
	24	2,849	0	0	50	0	129	20		0.05 mg/L以下
	25	2,869	0	0	43	0	139	23		0.05 mg/L以下
	26	2,662	0	0	58	0	139	22		0.05 mg/L以下
	27	2,625	2	0.1	57	2	140	26		0.05 mg/L以下
	28	2,708	0	0	75	6	136	26		0.05 mg/L以下
	29	2,673	0	0	19	0	128	22		0.05 mg/L以下
	30	2,664	0	0	77	0	136	25		0.05 mg/L以下

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査又は定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
砒素	3	2,941	4	0.1	316	8	508	9	評価基準	0.05 mg/L 以下
	4	2,747	5	0.2	133	4	708	16		0.01 mg/L 以下
	5	2,561	37	1.4	323	83	794	100		0.01 mg/L 以下
	6	2,914	91	3.1	689	211	913	130		0.01 mg/L 以下
	7	2,720	48	1.8	320	79	904	146		0.01 mg/L 以下
	8	2,648	43	1.6	548	66	975	166		0.01 mg/L 以下
	9	2,564	52	2.0	264	53	1,059	192		0.01 mg/L 以下
	10	3,424	45	1.3	275	32	688	234		0.01 mg/L 以下
	11	3,310	45	1.4	186	29	695	223		0.01 mg/L 以下
	12	3,386	65	1.9	380	83	613	238		0.01 mg/L 以下
	13	3,422	44	1.3	284	108	626	246		0.01 mg/L 以下
	14	3,520	53	1.5	255	49	720	261		0.01 mg/L 以下
	15	3,760	54	1.4	217	32	727	270		0.01 mg/L 以下
	16	3,666	74	2.0	441	138	727	285		0.01 mg/L 以下
	17	3,457	61	1.8	411	100	834	293		0.01 mg/L 以下
	18	3,663	78	2.1	318	66	786	301		0.01 mg/L 以下
	19	3,591	73	2.0	326	71	693	305		0.01 mg/L 以下
	20	3,239	77	2.4	394	107	826	315		0.01 mg/L 以下
	21	3,338	63	1.9	236	43	568	292		0.01 mg/L 以下
	22	3,088	66	2.1	589	78	580	300		0.01 mg/L 以下
	23	3,038	57	1.9	440	85	582	308		0.01 mg/L 以下
	24	3,017	68	2.3	331	67	600	313		0.01 mg/L 以下
	25	3,020	63	2.1	383	47	647	332		0.01 mg/L 以下
	26	2,816	69	2.5	301	29	644	361		0.01 mg/L 以下
	27	2,764	60	2.2	247	38	640	352		0.01 mg/L 以下
	28	2,809	64	2.3	223	37	615	359		0.01 mg/L 以下
	29	2,725	60	2.2	243	30	632	380		0.01 mg/L 以下
	30	2,757	54	2.0	240	43	658	370		0.01 mg/L 以下
総水銀	3	2,978	3	0.1	92	9	504	11	評価基準	0.0005 mg/L 以下
	4	2,781	3	0.1	67	4	622	14		0.0005 mg/L 以下
	5	2,626	3	0.1	129	10	657	15		0.0005 mg/L 以下
	6	2,203	0	0	60	0	726	17		0.0005 mg/L 以下
	7	2,145	2	0.1	76	3	715	11		0.0005 mg/L 以下
	8	2,082	1	0.0	329	31	746	16		0.0005 mg/L 以下
	9	2,102	1	0.0	53	0	809	15		0.0005 mg/L 以下
	10	2,961	1	0.0	68	5	413	15		0.0005 mg/L 以下
	11	3,084	0	0	55	2	383	16		0.0005 mg/L 以下
	12	2,833	2	0.1	43	2	302	16		0.0005 mg/L 以下
	13	2,907	3	0.1	270	34	300	18		0.0005 mg/L 以下
	14	3,253	0	0	44	0	351	15		0.0005 mg/L 以下
	15	3,318	1	0.0	60	0	353	9		0.0005 mg/L 以下
	16	3,235	5	0.2	63	4	289	12		0.0005 mg/L 以下
	17	3,120	3	0.1	108	6	256	14		0.0005 mg/L 以下
	18	3,234	3	0.1	35	3	157	14		0.0005 mg/L 以下
	19	3,233	5	0.2	73	8	197	13		0.0005 mg/L 以下
	20	2,944	2	0.1	71	5	275	25		0.0005 mg/L 以下
	21	3,154	2	0.1	39	4	145	23		0.0005 mg/L 以下
	22	2,999	0	0	45	2	119	24		0.0005 mg/L 以下
	23	2,908	0	0	75	3	107	21		0.0005 mg/L 以下
	24	2,886	1	0.0	46	5	117	19		0.0005 mg/L 以下
	25	2,900	1	0.0	68	4	113	20		0.0005 mg/L 以下
	26	2,701	1	0.0	51	6	104	24		0.0005 mg/L 以下
	27	2,660	0	0	44	3	103	20		0.0005 mg/L 以下
	28	2,668	0	0	33	2	102	19		0.0005 mg/L 以下
	29	2,619	1	0.0	26	1	91	19		0.0005 mg/L 以下
	30	2,592	0	0	21	0	94	19		0.0005 mg/L 以下

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
アルキル水銀	3	848	0	0	5	0	283	0	評価基準	検出され ないこと
	4	754	0	0	28	0	270	0		
	5	621	0	0	25	0	349	0		
	6	695	0	0	20	0	433	0		
	7	630	0	0	32	0	481	0		
	8	801	0	0	28	0	454	0		
	9	748	0	0	38	0	513	0		
	10	1,315	0	0	21	0	121	0		
	11	1,278	0	0	37	0	85	0		
	12	1,048	0	0	26	0	57	0		
	13	1,075	0	0	43	0	61	0		
	14	1,020	0	0	25	0	108	0		
	15	931	0	0	24	0	106	0		
	16	993	0	0	33	0	52	0		
	17	1,008	0	0	77	0	34	0		
	18	762	0	0	21	0	38	0		
	19	683	0	0	22	0	50	0		
	20	545	0	0	22	0	53	0		
	21	523	0	0	30	0	43	0		
	22	500	0	0	35	0	38	0		
	23	692	0	0	22	0	38	0		
	24	450	0	0	26	0	41	0		
	25	642	0	0	25	0	44	0		
	26	526	0	0	27	0	40	0		
	27	699	0	0	26	0	23	0		
	28	696	0	0	19	0	19	0		
	29	774	0	0	18	0	29	0		
	30	571	0	0	17	0	32	0		
PCB	3	1,897	0	0	0	0	359	0	評価基準	検出され ないこと
	4	1,522	0	0	9	0	368	0		
	5	1,512	0	0	14	0	337	0		
	6	1,110	0	0	11	0	492	0		
	7	1,241	0	0	23	0	464	0		
	8	1,196	0	0	7	0	485	0		
	9	1,096	0	0	21	0	548	0		
	10	1,852	0	0	21	0	141	0		
	11	1,930	0	0	25	0	132	0		
	12	1,818	0	0	26	0	113	0		
	13	2,044	0	0	26	0	125	0		
	14	1,738	0	0	25	0	164	0		
	15	1,816	0	0	24	0	148	0		
	16	1,899	0	0	26	0	117	0		
	17	1,883	0	0	30	0	61	0		
	18	1,830	0	0	21	0	53	0		
	19	1,732	0	0	21	0	45	0		
	20	1,685	0	0	48	0	55	0		
	21	2,082	0	0	21	0	30	0		
	22	2,005	0	0	35	0	32	0		
	23	1,946	0	0	23	0	15	0		
	24	1,969	0	0	22	0	20	0		
	25	2,057	2	0.1	40	0	16	0		
	26	2,022	0	0	23	0	19	2		
	27	1,957	0	0	28	0	18	2		
	28	1,981	0	0	19	0	17	2		
	29	1,952	0	0	18	0	20	2		
	30	1,935	0	0	18	0	22	0		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
トリクロロエチレン	3	6,158	27	0.4	2,557	88	2,571	289	評価基準	0.03 mg/L 以下
	4	4,762	18	0.4	2,076	72	3,247	293		
	5	4,480	15	0.3	1,286	44	3,658	309		
	6	3,996	11	0.3	1,565	31	3,887	321		
	7	3,918	17	0.4	1,250	39	3,898	313		
	8	3,867	5	0.1	661	16	3,929	310		
	9	3,692	5	0.1	617	19	3,912	279		
	10	4,492	17	0.4	1,251	34	3,301	242		
	11	4,455	15	0.3	916	37	3,338	267		
	12	4,225	22	0.5	846	47	3,054	292		
	13	4,371	11	0.3	586	14	3,070	301		
	14	4,414	10	0.2	436	21	2,954	286		
	15	4,473	16	0.4	457	22	3,001	265		
	16	4,234	18	0.4	457	19	2,922	243		
	17	3,968	11	0.3	370	21	2,704	263		
	18	3,911	6	0.2	346	15	2,490	260		
	19	3,948	7	0.2	314	13	2,331	231		
	20	3,658	3	0.1	431	22	2,470	237		
	21	3,676	2	0.1	411	14	2,220	226		
	22	3,366	1	0.0	464	15	2,123	215		
	23	3,285	1	0.0	387	13	2,049	182		
	24	3,245	2	0.1	468	8	2,021	171		
	25	3,235	4	0.1	413	9	1,997	157		
	26	2,965	7	0.2	440	25	1,941	279		
	27	2,942	2	0.1	292	9	1,897	260		
	28	2,849	3	0.1	357	9	1,834	240		
	29	2,816	5	0.2	296	8	1,800	224		
	30	2,767	3	0.1	325	18	1,770	207		
テトラクロロエチレン	3	6,158	44	0.7	2,652	301	2,564	539	評価基準	0.01 mg/L 以下
	4	4,762	35	0.7	2,171	137	3,306	651		
	5	4,480	24	0.5	1,303	108	3,678	670		
	6	3,998	29	0.7	1,634	274	3,903	713		
	7	3,916	25	0.6	1,211	68	3,941	766		
	8	3,864	18	0.5	669	47	3,983	762		
	9	3,692	8	0.2	635	40	3,965	696		
	10	4,492	28	0.6	1,255	73	3,362	645		
	11	4,451	23	0.5	921	49	3,376	589		
	12	4,225	17	0.4	825	15	3,104	653		
	13	4,374	10	0.2	620	39	3,072	624		
	14	4,414	7	0.2	435	31	2,945	595		
	15	4,472	21	0.5	431	22	2,992	586		
	16	4,248	22	0.5	477	39	2,950	556		
	17	3,961	6	0.2	328	39	2,710	559		
	18	3,922	13	0.3	346	21	2,509	537		
	19	3,938	12	0.3	323	21	2,327	543		
	20	3,660	9	0.2	411	24	2,472	520		
	21	3,679	5	0.1	405	30	2,186	513		
	22	3,363	4	0.1	453	8	2,083	473		
	23	3,283	7	0.2	393	18	2,004	448		
	24	3,242	3	0.1	430	26	1,967	414		
	25	3,233	7	0.2	390	17	1,945	424		
	26	2,958	8	0.3	423	18	1,885	417		
	27	2,936	3	0.1	257	7	1,830	404		
	28	2,839	2	0.1	307	12	1,775	359		
	29	2,812	4	0.1	304	18	1,737	346		
	30	2,762	6	0.2	319	11	1,695	343		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	3	5,135	0	0	2,259	2	2,268	11	評価基準	暫定指導指針 0.3mg/L 以下
	4	3,952	3	0.1	1,942	5	2,874	12		
	5	3,960	0	0	1,292	2	3,383	5		
	6	3,868	1	0.0	1,431	2	3,663	7		
	7	3,827	1	0.0	1,230	0	3,691	4		
	8	3,786	0	0	681	0	3,755	3		
	9	3,603	0	0	612	0	3,636	0		
	10	4,436	1	0.0	1,189	0	3,123	0		
	11	4,362	0	0	879	0	2,987	3		
	12	4,219	0	0	808	0	2,539	2		
	13	4,290	0	0	564	0	2,586	3		
	14	4,270	0	0	377	0	2,379	2		
	15	4,312	0	0	359	0	2,417	2		
	16	3,990	0	0	389	0	2,320	3		
	17	3,739	0	0	207	0	2,123	1		
	18	3,717	0	0	187	0	1,820	0		
	19	3,635	0	0	193	0	1,631	0		
	20	3,473	0	0	172	0	1,608	0		
	21	3,430	0	0	186	0	1,443	0		
	22	3,222	0	0	309	0	1,355	0		
	23	3,189	0	0	239	0	1,212	0		
	24	3,150	0	0	216	0	1,196	0		
	25	3,136	0	0	207	0	1,162	0		
	26	2,872	0	0	225	0	1,109	0		
	27	2,842	0	0	137	0	1,088	0		
	28	2,799	0	0	147	0	1,051	0		
	29	2,768	0	0	162	0	1,029	0		
	30	2,698	0	0	234	0	1,009	0		
四塩化炭素	3	1,965	0	0	576	2	803	12	評価基準	暫定指導指針 0.003 mg/L 以下
	4	2,068	0	0	523	4	1,099	12		
	5	2,383	1	0.0	360	12	1,270	17		
	6	2,808	2	0.1	580	1	1,594	26		
	7	2,959	1	0.0	373	6	1,706	23		
	8	2,920	3	0.1	456	2	1,781	34		
	9	2,828	2	0.1	253	2	1,843	22		
	10	3,631	2	0.1	388	2	1,376	24		
	11	3,695	3	0.1	372	0	1,413	21		
	12	3,675	2	0.1	291	3	1,272	24		
	13	3,700	0	0	313	2	1,341	22		
	14	3,814	3	0.1	232	5	1,323	22		
	15	3,824	0	0	146	0	1,318	22		
	16	3,661	4	0.1	221	2	1,287	23		
	17	3,554	3	0.1	106	1	1,017	26		
	18	3,628	3	0.1	103	4	888	23		
	19	3,536	0	0	96	0	798	25		
	20	3,379	0	0	72	2	799	26		
	21	3,340	1	0.0	102	1	702	24		
	22	3,120	1	0.0	193	1	653	29		
	23	3,036	0	0	153	2	567	21		
	24	3,005	0	0	170	3	556	19		
	25	2,986	1	0.0	182	3	513	16		
	26	2,740	0	0	156	3	532	15		
	27	2,710	0	0	108	3	507	14		
	28	2,703	0	0	103	3	471	14		
	29	2,661	0	0	93	3	497	16		
	30	2,592	0	0	126	6	500	14		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
ジクロロメタン	5	964	0	0	2	0	368	0	評価基準	0.02 mg/L 以下
	6	2,639	0	0	88	0	738	1		
	7	2,915	0	0	151	0	705	1		
	8	2,904	0	0	193	0	1,035	2		
	9	2,805	2	0.1	124	0	1,167	0		
	10	3,729	1	0.0	349	0	768	0		
	11	3,740	0	0	223	0	770	3		
	12	3,534	0	0	229	0	744	0		
	13	3,548	1	0.0	280	0	802	0		
	14	3,635	1	0.0	146	0	835	0		
	15	3,865	1	0.0	169	1	890	0		
	16	3,535	0	0	141	0	877	0		
	17	3,381	0	0	52	0	730	1		
	18	3,455	0	0	97	1	627	1		
	19	3,370	0	0	88	0	571	0		
	20	3,276	0	0	72	0	557	0		
	21	3,349	0	0	98	0	486	0		
	22	3,178	0	0	141	0	467	0		
	23	3,121	0	0	145	0	398	0		
	24	3,077	0	0	138	0	389	0		
	25	3,087	0	0	106	0	360	0		
	26	2,823	0	0	137	0	382	0		
	27	2,793	0	0	104	0	373	0		
	28	2,751	0	0	92	0	350	0		
	29	2,723	0	0	67	0	357	0		
	30	2,680	0	0	97	0	352	0		
1,2-ジクロロ エタン	5	924	0	0	29	0	399	0	評価基準	0.004 mg/L 以下
	6	2,643	1	0.0	169	0	822	1		
	7	2,853	0	0	271	1	867	0		
	8	2,856	0	0	212	1	1,210	4		
	9	2,762	1	0.0	123	0	1,295	2		
	10	3,580	0	0	328	9	867	5		
	11	3,687	1	0.0	254	0	1,030	7		
	12	3,301	0	0	296	6	959	6		
	13	3,316	0	0	345	1	1,055	12		
	14	3,360	2	0.1	155	0	1,094	11		
	15	3,555	0	0	148	0	1,129	9		
	16	3,267	0	0	172	0	1,104	9		
	17	3,136	0	0	55	0	1,102	7		
	18	3,300	1	0.0	120	1	872	8		
	19	3,198	0	0	112	0	690	10		
	20	3,120	0	0	88	0	650	5		
	21	3,203	0	0	105	0	580	7		
	22	3,025	0	0	177	1	597	4		
	23	2,984	0	0	145	0	535	3		
	24	2,953	0	0	178	0	516	5		
	25	2,984	0	0	122	0	507	2		
	25	2,985	1	0.0	182	3	513	16		
	26	2,733	0	0	171	0	516	1		
	27	2,709	0	0	60	0	532	0		
	28	2,672	0	0	93	0	510	0		
	29	2,631	0	0	98	0	514	0		
	30	2,585	0	0	161	0	500	0		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
1,1-ジクロロ エチレン	5	1,010	1	0.1	114	0	583	6	評価基準	0.02 mg/L 以下
	6	2,671	5	0.2	299	5	1,219	13		
	7	2,897	3	0.1	479	13	1,572	31		
	8	2,907	1	0.0	411	21	1,894	32		
	9	2,862	0	0	351	3	2,010	24		
	10	3,594	2	0.1	905	9	1,685	26		
	11	3,727	1	0.0	729	3	1,804	35		
	12	3,650	2	0.1	702	11	1,831	37		
	13	3,668	0	0	535	1	1,964	41		
	14	3,771	1	0.0	244	0	1,967	40		
	15	3,846	0	0	322	2	2,032	38		
	16	3,744	2	0.1	404	2	2,077	39		
	17	3,584	1	0.0	264	4	2,026	46		
	18	3,651	0	0	215	0	1,890	33		
	19	3,567	0	0	225	1	1,843	30		
	20	3,337	0	0	340	0	1,885	31		
	21	3,306	0	0	347	0	1,804	2		
	22	3,078	0	0	468	0	1,764	4		
	23	3,037	0	0	342	0	1,750	3		
	24	3,001	0	0	419	0	1,721	3		
	25	2,979	0	0	378	0	1,689	2		
	26	2,723	0	0	403	1	1,647	2		
	27	2,695	0	0	253	0	1,630	1		
	28	2,663	0	0	325	0	1,584	5		
	29	2,625	0	0	256	0	1,549	4		
	30	2,560	0	0	307	0	1,536	3		
1,1,2-トリクロ ロエタン	5	974	0	0	17	0	368	0	評価基準	0.006 mg/L 以下
	6	2,637	0	0	162	0	782	0		
	7	2,843	0	0	226	0	812	2		
	8	2,846	0	0	217	0	1,177	0		
	9	2,836	0	0	123	0	1,264	0		
	10	3,574	0	0	174	0	854	0		
	11	3,679	0	0	239	0	989	6		
	12	3,286	0	0	278	2	962	6		
	13	3,308	0	0	307	1	1,052	4		
	14	3,359	0	0	146	0	1,084	5		
	15	3,590	0	0	148	0	1,120	3		
	16	3,259	1	0.0	191	1	1,107	2		
	17	3,127	0	0	74	0	1,014	4		
	18	3,240	1	0.0	159	2	773	4		
	19	3,136	1	0.0	118	0	715	9		
	20	2,987	0	0	65	2	659	3		
	21	3,170	1	0.0	123	0	583	1		
	22	2,938	0	0	175	0	599	1		
	23	2,878	0	0	153	0	522	0		
	24	2,851	1	0.0	183	0	529	1		
	25	2,876	0	0	121	0	509	0		
	26	2,630	0	0	191	0	535	1		
	27	2,604	0	0	69	0	527	0		
	28	2,572	1	0.0	99	0	484	1		
	29	2,525	0	0	110	0	500	0		
	30	2,458	0	0	166	0	486	0		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
1,3-ジクロロ プロパン	5	908	0	0	15	0	342	0	評価基準	0.002 mg/L 以下
	6	2,359	0	0	114	0	629	0		
	7	2,574	0	0	133	0	549	0		
	8	2,572	0	0	174	0	652	0		
	9	2,586	0	0	93	0	785	0		
	10	3,179	0	0	98	0	368	0		
	11	3,181	0	0	178	0	385	0		
	12	3,039	0	0	162	0	372	0		
	13	2,898	0	0	81	0	412	0		
	14	3,085	0	0	95	0	454	0		
	15	3,082	0	0	115	0	509	0		
	16	3,043	0	0	103	0	520	0		
	17	2,886	0	0	41	0	437	0		
	18	2,940	0	0	71	0	347	0		
	19	2,883	0	0	78	0	294	0		
	20	2,799	0	0	46	0	317	0		
	21	2,922	0	0	89	0	261	0		
	22	2,773	0	0	124	0	270	0		
	23	2,661	0	0	93	0	216	0		
	24	2,646	0	0	116	0	220	0		
	25	2,645	0	0	30	0	210	0		
	26	2,392	0	0	137	0	234	0		
	27	2,364	0	0	31	0	231	0		
	28	2,371	0	0	21	0	197	0		
	29	2,335	0	0	33	0	191	0		
	30	2,257	0	0	53	0	190	0		
チウラム	5	892	0	0	0	0	322	0	評価基準	0.006 mg/L 以下
	6	2,307	0	0	5	0	553	0		
	7	2,459	0	0	20	0	514	0		
	8	2,405	0	0	14	0	537	0		
	9	2,376	0	0	16	0	609	0		
	10	2,764	0	0	8	0	195	0		
	11	2,490	0	0	2	0	186	0		
	12	2,528	0	0	10	0	171	0		
	13	2,506	0	0	2	0	201	0		
	14	2,494	0	0	3	0	258	0		
	15	2,625	0	0	2	0	233	0		
	16	2,472	0	0	4	0	204	0		
	17	2,322	0	0	4	0	222	0		
	18	2,411	0	0	1	0	92	0		
	19	2,404	0	0	0	0	81	0		
	20	2,330	0	0	15	0	90	0		
	21	2,585	0	0	0	0	53	0		
	22	2,509	0	0	14	0	47	0		
	23	2,432	0	0	1	0	32	0		
	24	2,451	0	0	1	0	35	0		
	25	2,460	0	0	2	0	34	0		
	26	2,263	0	0	3	0	33	0		
	27	2,241	0	0	7	0	36	0		
	28	2,267	0	0	1	0	34	0		
	29	2,216	0	0	1	0	29	0		
	30	2,190	0	0	1	0	31	0		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
シマジン	5	892	0	0	0	0	320	0	評価基準	0.003 mg/L 以下
	6	2,284	0	0	18	0	553	0		
	7	2,445	0	0	22	0	509	0		
	8	2,380	0	0	7	0	534	0		
	9	2,369	0	0	16	0	598	0		
	10	2,826	0	0	41	0	194	0		
	11	2,549	0	0	2	0	190	0		
	12	2,508	0	0	10	0	174	0		
	13	2,638	0	0	7	0	205	0		
	14	2,547	0	0	3	0	258	0		
	15	2,614	0	0	2	0	233	0		
	16	2,628	0	0	4	0	204	0		
	17	2,402	0	0	4	0	222	0		
	18	2,478	0	0	1	0	92	0		
	19	2,471	0	0	3	0	81	0		
	20	2,391	0	0	15	0	91	0		
	21	2,643	0	0	0	0	52	0		
	22	2,563	0	0	14	0	47	0		
	23	2,420	0	0	1	0	32	0		
	24	2,448	0	0	1	0	34	0		
	25	2,457	0	0	2	0	34	0		
	26	2,260	0	0	3	0	33	0		
	27	2,238	0	0	7	0	36	0		
	28	2,264	0	0	1	0	34	0		
	29	2,213	0	0	1	0	29	0		
	30	2,188	0	0	1	0	31	0		
チオベンカル ブ	5	892	0	0	0	0	320	0	評価基準	0.02 mg/L 以下
	6	2,287	0	0	5	0	550	0		
	7	2,444	0	0	12	0	507	0		
	8	2,377	0	0	7	0	532	0		
	9	2,381	0	0	16	0	598	0		
	10	2,759	0	0	8	0	194	0		
	11	2,476	0	0	2	0	186	0		
	12	2,453	0	0	10	0	171	0		
	13	2,575	0	0	2	0	201	0		
	14	2,487	0	0	3	0	258	0		
	15	2,573	0	0	2	0	233	0		
	16	2,539	0	0	4	0	204	0		
	17	2,319	0	0	4	0	222	0		
	18	2,409	0	0	1	0	92	0		
	19	2,399	0	0	0	0	81	0		
	20	2,327	0	0	15	0	90	0		
	21	2,583	0	0	0	0	52	0		
	22	2,506	0	0	14	0	47	0		
	23	2,419	0	0	1	0	32	0		
	24	2,448	0	0	1	0	34	0		
	25	2,456	0	0	2	0	34	0		
	26	2,260	0	0	3	0	33	0		
	27	2,238	0	0	7	0	36	0		
	28	2,263	0	0	1	0	34	0		
	29	2,213	0	0	1	0	29	0		
	30	2,188	0	0	1	0	31	0		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
ベンゼン	5	909	1	0.1	36	1	335	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	6	2,506	0	0	124	1	659	0		
	7	2,661	0	0	173	6	573	2		
	8	2,618	0	0	186	0	729	2		
	9	2,695	0	0	106	4	815	2		
	10	3,536	0	0	178	4	451	2		
	11	3,610	0	0	243	2	442	0		
	12	3,436	0	0	211	1	425	1		
	13	3,324	0	0	266	1	496	11		
	14	3,563	1	0.0	136	1	544	6		
	15	3,590	0	0	118	0	606	4		
	16	3,524	0	0	107	0	604	3		
	17	3,389	2	0.1	122	1	517	3		
	18	3,485	0	0	96	0	466	3		
	19	3,396	0	0	168	4	410	2		
	20	3,238	0	0	156	0	431	5		
	21	3,277	0	0	139	1	367	4		
	22	3,106	0	0	177	0	353	3		
	23	3,044	0	0	154	0	302	3		
	24	2,999	0	0	158	0	324	3		
	25	3,010	0	0	104	1	293	4		
	26	2,751	1	0.0	193	0	320	4		
	27	2,717	0	0	59	0	322	4		
	28	2,722	0	0	92	1	290	5		
	29	2,676	0	0	48	0	280	5		
	30	2,612	0	0	113	0	279	3		
セレン	5	940	0	0	0	0	330	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	6	2,263	0	0	38	0	555	0		
	7	2,336	0	0	28	0	518	0		
	8	2,230	0	0	29	0	550	0		
	9	2,229	0	0	46	1	595	1		
	10	2,935	0	0	41	0	198	0		
	11	2,758	0	0	27	0	192	0		
	12	2,634	0	0	36	0	193	0		
	13	2,600	0	0	24	0	203	0		
	14	2,650	0	0	37	1	272	0		
	15	2,919	0	0	24	0	276	0		
	16	2,698	1	0.0	32	0	242	0		
	17	2,599	1	0.0	48	0	218	0		
	18	2,713	0	0	35	0	119	0		
	19	2,830	0	0	46	0	157	0		
	20	2,624	0	0	64	0	208	0		
	21	2,965	0	0	21	0	81	0		
	22	2,818	0	0	49	0	58	0		
	23	2,738	0	0	23	0	47	0		
	24	2,725	0	0	22	0	46	0		
	25	2,720	0	0	24	0	46	0		
	26	2,533	0	0	20	0	48	0		
	27	2,482	0	0	31	0	47	0		
	28	2,494	0	0	22	0	49	0		
	29	2,441	0	0	23	0	44	1		
	30	2,432	0	0	20	0	48	1		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	11	3,374	173	5.1	650	182	807	66	環境基準	10 mg/L 以下
	12	4,167	253	6.1	1,682	479	988	165		
	13	4,017	231	5.8	1,343	535	1,113	272		
	14	4,207	247	5.9	1,199	296	1,324	423		
	15	4,288	280	6.5	1,101	309	1,504	501		
	16	4,260	235	5.5	928	283	1,750	637		
	17	4,122	174	4.2	714	221	1,815	651		
	18	4,193	179	4.3	789	266	1,732	715		
	19	4,232	172	4.1	608	128	1,654	729		
	20	3,830	167	4.4	461	96	1,945	757		
	21	3,895	149	3.8	500	96	1,713	788		
	22	3,361	144	4.3	691	160	1,723	813		
	23	3,227	117	3.6	427	89	1,677	796		
	24	3,240	117	3.6	401	94	1,625	769		
	25	3,289	107	3.3	389	60	1,629	760		
	26	3,084	90	2.9	266	42	1,661	733		
	27	3,033	105	3.5	352	87	1,642	720		
	28	2,976	107	3.6	378	61	1,612	653		
	29	2,925	81	2.8	228	45	1,649	683		
	30	2,954	85	2.9	254	44	1,526	650		
ふつ素	11	2,049	24	1.2	147	12	268	9	環境基準	0.8 mg/L 以下
	12	3,276	25	0.8	658	112	417	19		
	13	3,558	25	0.7	285	31	839	53		
	14	4,117	16	0.4	207	31	446	80		
	15	3,934	27	0.7	218	29	455	83		
	16	3,542	19	0.5	142	18	441	89		
	17	3,703	30	0.8	270	47	601	108		
	18	3,817	32	0.8	190	41	536	103		
	19	3,890	41	1.1	203	46	376	114		
	20	3,537	23	0.7	185	10	582	148		
	21	3,527	17	0.5	155	5	365	138		
	22	3,088	20	0.6	253	20	380	156		
	23	3,027	21	0.7	184	14	362	158		
	24	2,964	18	0.6	142	5	391	151		
	25	2,983	16	0.5	113	7	417	162		
	26	2,783	26	0.9	120	12	422	167		
	27	2,755	16	0.6	129	9	427	175		
	28	2,807	16	0.6	113	13	412	176		
	29	2,751	17	0.6	116	7	420	179		
	30	2,725	22	0.8	171	4	406	174		
ほう素	11	1,752	2	0.1	27	0	219	4	環境基準	1 mg/L 以下
	12	3,210	16	0.5	231	4	314	5		
	13	3,408	14	0.4	141	20	738	9		
	14	3,989	5	0.1	217	12	287	15		
	15	3,819	9	0.2	157	12	297	20		
	16	3,499	8	0.2	92	1	291	26		
	17	3,342	5	0.1	145	9	396	32		
	18	3,396	8	0.2	59	4	301	39		
	19	3,289	6	0.2	71	1	199	35		
	20	3,149	9	0.3	62	2	220	39		
	21	3,068	7	0.2	48	0	203	45		
	22	2,956	9	0.3	176	11	176	44		
	23	2,926	7	0.2	101	11	162	41		
	24	2,868	3	0.1	68	3	176	43		
	25	2,891	9	0.3	67	6	181	42		
	26	2,676	7	0.3	50	5	174	43		
	27	2,635	5	0.2	50	3	179	44		
	28	2,628	3	0.1	56	1	177	40		
	29	2,603	7	0.3	56	12	172	44		
	30	2,570	9	0.4	60	16	177	34		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査又は定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	21	179	0	0	25	0	23	8	環境基準	0.002 mg/L 以下
	22	2,311	4	0.2	282	5	852	48		
	23	2,764	7	0.3	295	13	1,189	57		
	24	2,716	1	0.0	273	14	1,365	83		
	25	2,679	5	0.2	244	1	1,381	92		
	26	2,495	2	0.1	357	8	1,374	94		
	27	2,474	0	0	248	1	1,346	91		
	28	2,430	1	0.0	256	2	1,326	87		
	29	2,433	4	0.2	211	9	1,355	92		
	30	2,390	1	0.0	242	3	1,350	89		
1,2-ジクロロエチレン	21	138	0	0	107	0	97	8	環境基準	0.04 mg/L 以下
	22	2,935	0	0	325	3	1,833	160		
	23	3,133	3	0.1	321	5	1,846	162		
	24	3,097	2	0.1	427	13	1,826	154		
	25	3,043	2	0.1	376	4	1,808	148		
	26	2,831	0	0	388	7	1,758	143		
	27	2,801	1	0.0	262	1	1,731	137		
	28	2,769	2	0.1	324	2	1,674	120		
	29	2,734	1	0.0	260	3	1,632	115		
	30	2,686	0	0	304	3	1,611	109		
1,4-ジオキサン	21	226	0	0	22	0	0	0	環境基準	0.05 mg/L 以下
	22	2,456	0	0	52	0	116	0		
	23	2,731	1	0.0	61	1	83	1		
	24	2,672	1	0.0	26	2	92	2		
	25	2,701	0	0	31	0	102	3		
	26	2,519	0	0	149	2	143	4		
	27	2,483	2	0.1	53	2	133	4		
	28	2,460	0	0	18	0	109	5		
	29	2,429	0	0	22	0	108	4		
	30	2,405	0	0	49	0	111	5		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

(参考) 平成6~10 年度地下水質要監視項目測定結果

調査項目	年度	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	指針値
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	1,685	47	2.8	10 mg/L 以下
	7	1,945	98	5.0	
	8	1,918	94	4.9	
	9	2,654	173	6.5	
	10	3,897	244	6.3	
ふつ素	6	571	6	1.1	0.8 mg/L 以下
	7	612	3	0.5	
	8	567	7	1.2	
	9	648	4	0.6	
	10	855	14	1.6	
ほう素	6	154	1	0.6	0.2 mg/L 以下
	7	157	1	0.6	
	8	192	0	0	
	9	215	1	0.5	
	10	558	1	0.2	

注 : 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素は、平成 5 年に要監視項目として設定され、平成 11 年に環境基準項目に移行した。その間、平成 6 年度から 10 年度まで要監視項目として行われた測定の結果をまとめた。超過数は、現在の環境基準値を超過した井戸の数である。

参考資料7 高濃度検出井戸における汚染原因及び対策等の状況

地下水において環境基準を超える汚染が判明した場合は、都道府県及び水質汚濁防止法政令市（以下、「都道府県等」という）によって、人の健康を保護する観点から飲用指導等利用面からの措置、汚染範囲や汚染源の特定等の調査、また、地下水の用途等を考慮しつつ浄化等の対策の推進が行われている。

平成30年度調査結果において環境基準を超過した井戸のうち、特に高濃度であった井戸（及びその周辺）における汚染原因及び対策等の状況についてとりまとめを行った。

※水質汚濁防止法政令市…水質汚濁防止法（以下、「水濁法」という。）第28条第1項の政令で定める111（平成29年度末現在）の市

（1）対象井戸

水質汚濁防止法第15条第1項及び第2項に基づく地下水質測定結果において以下に該当する井戸とした。

- ① 環境基準を超過した項目の最高濃度を検出した井戸
- ② 環境基準の100倍以上の濃度を検出した井戸
- ③ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については高濃度を検出した井戸の上位10本の井戸

※濃度は調査区分ごとの年平均値

（2）各欄の記述内容について

環境省が都道府県等を対象に毎年度実施している「地下水汚染に関するアンケート調査」の回答を基に記載した。調査の回答については選択式としたが、一部、都道府県等によって補足説明が追加されている。各項目の詳細は以下のとおり。

○周辺の地下水の用途（汚染判明以前）

汚染が判明する以前の地下水の用途である。水質汚濁防止法第15条第1項及び第2項に基づく測定を行ったその井戸に限らず、その周辺の地下水の用途を示している。

○汚染判明後の飲用指導等の措置の状況

「井戸所有者へ飲用・使用方法指導」

井戸水を飲用しないこと、揮発性有機化合物による汚染の場合は煮沸して飲用すること等、飲用方法や使用方法についての指導内容について記載している。

○汚染原因

汚染原因の把握状況として、「特定」「推定」「不明」の選択肢があり、「特定」又は「推定」であった場合は、汚染原因を次の選択肢から選択するようにしている。

- ① 工場・事業場の排水・廃液・原料等
- ② 廃棄物
- ③ 家畜排せつ物
- ④ 施肥
- ⑤ 生活排水
- ⑥ 自然的要因

⑦ その他

なお、「特定」と「推定」の別は、回答を行った地方公共団体の定義や判断による。

○汚染原因者業種

汚染原因者が特定又は推定されている場合、汚染原因者の主たる業種について「日本標準産業分類」（総務省）による業種分類から選択されている。

○硝酸性窒素対策

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策について、記載している。

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後 の飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
カドミウム	1	継続監視 調査	0.0083 (2.8倍)	福島県只見町蒲生	2011	個人等の飲用水、生 活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	自然由来	-	-	対策の予定はない（自然由 來であるため）	-
鉛	1	概況調査 (ローリ ング方 式)	0.15 (15倍)	和歌山県かつらぎ町 東渋田	2018	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	-	-	-	対策の予定はない（原因不 明であり、またその後11月 の再調査では基準値を下 回っているため。）	-
六価クロム	1	継続監視 調査	3.4 (68倍)	茨城県牛久市南	2013	個人等の飲用水、生 活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	-	-	-	対策の予定はない	-
砒素	1	継続監視 調査	0.64 (64倍)	兵庫県猪名川町差組	2015	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	自然由来	-	-	対策の予定はない（引き続 きモニタリング調査を実施 する。）	-
総水銀	1	継続監視 調査	0.040 (80倍)	岐阜県多治見市大針 町	2015	個人等の飲用水、生 活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導	-	-	-	対策の予定はない（自然由 來としての見解であり、淨 化は不可能）	-
四塩化炭素	1	継続監視 調査	0.026 (13倍)	静岡県静岡市清水区 三保	1998	生活用水、工業用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	-	水濁法第14条の3の浄化措 置命令を背景とした浄化指 導	-	汚染原因者
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	1	継続監視 調査	3.7 (1850倍)	秋田県由利本荘市大 浦	1998	生活用水	特に対応していない	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	電子デバイス製 造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	2	継続監視 調査	2.4 (1200倍)	栃木県栃木市藪部町 4	2011	不明	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	事業場跡地	行政指導	対策の予定はない（引き続 きモニタリング調査を実施 する。）	-

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	3	継続監視 調査	2.0 (1000倍)	栃木県野木町潤島	1999	生活用水	井戸所有者への飲用方法、 使用方法の指導、その他 (定期モニタリング体制 の整備)	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	電気照明器具製 造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者以外 の土地の所有者
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	4	継続監視 調査	0.93 (465倍)	新潟県弥彦村美山	1989	生活用水	井戸所有者への飲用方法、 使用方法の指導、その他 (原因者への口頭指導)	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洋食器・刃物・ 手道具・金物類 製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	5	継続監視 調査	0.69 (345倍)	新潟県燕市灰方	2007	工業用水	特に対応していない	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	-	行政指導	対策の予定はない（周辺に おいて飲用実態がなく、汚 染原因者が特定できなか ったため。）	-
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	6	継続監視 調査	0.67 (335倍)	大阪府高槻市桃園町	1981	上水道源	その他 (使用者が浄化設備を設 置)	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	医薬品製造業	行政指導	地下水揚水処理、原位置処 理、汚染土壌の処理	複数の汚染原因 者
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	7	継続監視 調査	0.48 (240倍)	新潟県上越市新光町	1991	生活用水	井戸所有者への飲用方法、 使用方法の指導、その他 (原因者への文書指導)	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洗濯業	対応していない（指導によ り浄化対策実施中のた め。）	地下水揚水処理、土壤ガス 吸引処理	汚染原因者、そ の他（環境庁地 下水浄化汎用装 置開発普及調査 の実証実験サイ ト）
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	8	継続監視 調査	0.47 (235倍)	大阪府高槻市桃園町	1981	上水道源	その他 (使用者が浄化設備を設 置)	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	医薬品製造業	行政指導	地下水揚水処理、原位置処 理、汚染土壌の処理	複数の汚染原因 者
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	9	継続監視 調査	0.40 (200倍)	埼玉県東松山市新郷	2002	個人等の飲用水、生 活用水、農業用水	井戸所有者への飲用方法、 使用方法の指導	-	-	-	-	-
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	10	継続監視 調査	0.26 (130倍)	新潟県燕市水道町	2011	その他	特に対応していない	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	-	行政指導	対策の予定はない	-

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	11	継続監視 調査	0.25 (125倍)	福岡県福岡市花畠	1983	生活用水	井戸所有者への飲用方法、 使用方法の指導、上水道 への切り替え、その他 (原因者への文書指導)	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洗濯業	行政指導	地下水揚水処理、土壤ガス 吸引処理、汚染土壤の処理	汚染原因者以外 の土地の所有者
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	12	継続監視 調査	0.21 (105倍)	福島県会津若松市扇 町	1999	個人等の飲用水、生 活用水、工業用水	井戸所有者への飲用方法、 使用方法の指導	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	-	水濁法第14条の3の浄化措 置命令を背景とした浄化指 導	-	汚染原因者
1,1-ジクロロ エチレン	1	継続監視 調査	0.71 (7.1倍)	千葉県船橋市海神2 丁目	2015	個人等の飲用水、生 活用水	井戸所有者への飲用方法、 使用方法の指導	-	-	-	対策の予定はない（汚染の 原因と考えられるものが多 数あり、継続的であるた め）	-
1,2-ジクロロ エチレン	1	継続監視 調査	21 (525倍)	栃木県栃木市藪部町 4	2011	不明	井戸所有者への飲用方法、 使用方法の指導、上水道 への切り替え	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	事業場跡地	行政指導	対策の予定はない（引き続 きモニタリング調査を実施 する。）	-
1,2-ジクロロ エチレン	2	継続監視 調査	8.4 (210倍)	秋田県由利本荘市大 浦	1998	生活用水	特に対応していない	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	電子デバイス製 造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
1,2-ジクロロ エチレン	3	継続監視 調査	5.1 (127.5倍)	栃木県野木町潤島	1999	生活用水	井戸所有者への飲用方法、 使用方法の指導、その他 (定期モニタリング体制 の整備)	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	電気照明器具製 造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者以外 の土地の所有者
1,2-ジクロロ エチレン	4	継続監視 調査	4.1 (102.5倍)	大阪府高槻市桃園町	1981	上水道源	その他 (使用者が浄化設備を設 置)	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	医薬品製造業	行政指導	地下水揚水処理、原位置処 理、汚染土壤の処理	複数の汚染原因 者
トリクロロエ チレン	1	継続監視 調査	58 (5800倍)	福岡県福岡市香椎駅 前	1997	生活用水	井戸所有者への飲用方法、 使用方法の指導、上水道 への切り替え	-	-	-	-	-

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
トリクロロエチレン	2	継続監視 調査	23 (2300倍)	栃木県栃木市藪部町4	2011	不明	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	事業場跡地	行政指導	対策の予定はない（引き続 きモニタリング調査を実施 する。）	-
トリクロロエチレン	3	継続監視 調査	9.0 (900倍)	茨城県古河市丘里	1994	個人等の飲用水、工 業用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	クリーニング業	対応していない（原因者推 定のため）	対策の予定はない（汚染改 善のため）	-
トリクロロエチレン	4	継続監視 調査	2.7 (270倍)	埼玉県東松山市新郷	2002	個人等の飲用水、生 活用水、農業用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	5	継続監視 調査	2.4 (240倍)	千葉県船橋市海神2 丁目	2015	個人等の飲用水、生 活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	-	-	-	対策の予定はない（汚染の 原因と考えられるものが多 数あり、継続的であるた め）	-
トリクロロエチレン	6	継続監視 調査	1.6 (160倍)	秋田県由利本荘市大 浦	1998	生活用水	特に対応していない	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	電子デバイス製 造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
トリクロロエチレン	7	継続監視 調査	1.6 (160倍)	愛知県大府市追分町	2013	個人等の飲用水、生 活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	-	-	-	対策の予定はない（原因不 明のため）	-
トリクロロエチレン	8	継続監視 調査	1.4 (140倍)	大阪府四條畷市砂	2010	生活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	-	-	対策の予定はない（原因者 不特定につき）	-
トリクロロエチレン	9	継続監視 調査	1.2 (120倍)	兵庫県明石市魚住町	2002	生活用水、その他	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洗濯業	行政指導	-	汚染原因者

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
トリクロロエチレン	10	継続監視 調査	1.1 (110倍)	千葉県船橋市夏見3丁目	2015	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	-	-	-	対策の予定はない（汚染の原因と考えられるものが多数あり、継続的であるため）	-
テトラクロロエチレン	1	継続監視 調査	12 (1200倍)	兵庫県明石市魚住町	2002	生活用水、その他	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業	行政指導	-	汚染原因者
テトラクロロエチレン	2	継続監視 調査	7.0 (700倍)	福岡県福岡市田島	1988	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他（原因者への口頭指導）	工場・事業場の排水・廃液・原料等	-	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
テトラクロロエチレン	3	継続監視 調査	5.4 (540倍)	福岡県福岡市香椎駅前	1997	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	4	継続監視 調査	4.6 (460倍)	千葉県松戸市紙敷	1988	生活用水、工業用水、農業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え、その他（原因者への文書指導）	工場・事業場の排水・廃液・原料等	-	行政指導	-	汚染原因者
テトラクロロエチレン	5	継続監視 調査	3.2 (320倍)	千葉県松戸市六実3丁目	1989	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	6	継続監視 調査	2.4 (240倍)	千葉県船橋市前原西8丁目	1989	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え、その他（井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導上水への切り替え）	工場・事業場の排水・廃液・原料等	-	行政指導	地下水揚水処理	地方公共団体
テトラクロロエチレン	7	継続監視 調査	2.2 (220倍)	熊本県熊本市向山・春竹地区	1985	個人等の飲用水、生活用水、工業用水、その他	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	-	-	-	地下水揚水処理	地方公共団体

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後 の飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
テトラクロロ エチレン	8	継続監視 調査	2.2 (220倍)	千葉県船橋市二宮2 丁目	1989	個人等の飲用水、生 活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え、その他 (井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導上水 への切り替え)	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	-	行政指導	地下水揚水処理	地方公共団体
テトラクロロ エチレン	9	継続監視 調査	1.6 (160倍)	宮城県栗原市築館萩 沢	1986	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え、その他 (原因者への口頭指導、原 因者への文書指導)	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	ネット製造業	行政指導	対策の予定はない（水源転 換完了）	-
テトラクロロ エチレン	10	汚染井戸 周辺地区 調査	1.4 (140倍)	茨城県土浦市神立町	-	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロ エチレン	11	継続監視 調査	1.3 (130倍)	千葉県船橋市二宮1 丁目	1989	個人等の飲用水、生 活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え、その他 (井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導上水 への切り替え)	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	-	行政指導	地下水揚水処理	地方公共団体
テトラクロロ エチレン	12	継続監視 調査	1.2 (120倍)	福島県浅川町浅川Ⅱ	1990	個人等の飲用水、生 活用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	-	水濁法第14条の3の浄化措 置命令を背景とした浄化指 導	地下水揚水処理	汚染原因者
テトラクロロ エチレン	13	継続監視 調査	1.1 (110倍)	兵庫県明石市大久保 町	1987	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え、その他 (原因者への口頭指導)	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洗濯業	行政指導	-	-
テトラクロロ エチレン	14	継続監視 調査	1.0 (100倍)	福島県須賀川市南上 町	1993	個人等の飲用水、生 活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	-	水濁法第14条の3の浄化措 置命令を背景とした浄化指 導	地下水揚水処理	汚染原因者
テトラクロロ エチレン	15	継続監視 調査	1.0 (100倍)	兵庫県三木市平井	1992	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	-	-	-	その他の処理	不明

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
ベンゼン	1	継続監視 調査	0.76 (76倍)	熊本県熊本市田崎B 地区	2015	個人等の飲用水、生 活用水、工業用水	井戸所有者への飲用方 法・使用方法の指導	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	燃料小売業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
セレン	1	継続監視 調査	0.042 (4.2倍)	茨城県日立市白銀町	2017	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	-	-	-	対策の予定はない	-
硝酸性窒素及 び亜硝酸性窒 素	1	概況調査 (ローリ ング方 式)	100 (10倍)	群馬県中之条町中之 条町	2018	利用していない	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	-	-	-	対策の予定はない（汚染原 因が施肥等面的であり県内 全域に及ぶため、個別対応 が困難。）	-
硝酸性窒素及 び亜硝酸性窒 素	2	継続監視 調査	94 (9.4倍)	栃木県栃木市藤岡町 藤岡	2007	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	-	-	-	対策の予定はない（使用方 法の指導と定期モニタリング を実施する。）	-
硝酸性窒素及 び亜硝酸性窒 素	3	継続監視 調査	87 (8.7倍)	京都府宇治市宇治市	2008	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、その他 (定期的なモニタリング 体制の整備)	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及 び亜硝酸性窒 素	4	継続監視 調査	86 (8.6倍)	埼玉県深谷市櫛引	2000	生活用水、農業用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	施肥	-	-	対策の予定はない（周辺 は、井戸水を飲用する地域 ではないため）	-
硝酸性窒素及 び亜硝酸性窒 素	5	継続監視 調査	71 (7.1倍)	埼玉県深谷市武藏野	2009	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	施肥	-	-	地下水汚染対策検討中	-
硝酸性窒素及 び亜硝酸性窒 素	6	継続監視 調査	60 (6倍)	茨城県常総市鴻野山	2003	個人等の飲用水、生 活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	-	-	-	対策の予定はない（浄化対 策の手法が確立していない ため）	-

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）							地下水汚染の状況					
項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7	継続監視 調査	55 (5.5倍)	熊本県熊本市植木町鞍掛	1990	個人等の飲用水、生活用水、農業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え、浄水器設置又はその補助や指導等	-	-	行政指導	対策の予定はない（負荷低減対策を行う。）	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8	継続監視 調査	54 (5.4倍)	茨城県鉢田市徳宿	2017	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	-	-	-	対策の予定はない（浄化対策の手法が確立していないため）	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9	継続監視 調査	51 (5.1倍)	埼玉県深谷市大谷	1999	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	施肥	-	-	地下水汚染対策検討中	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	9	汚染井戸 周辺地区 調査	51 (5.1倍)	千葉県匝瑳市入山崎	2018	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	家畜排せつ物の不適正処理等・過剰な施肥等	-	-	対策の予定はない（原因者の特定が困難であり、負荷低減対策をすでに実行しているため）	-
ふつ素	1	継続監視 調査	15 (18.8倍)	岐阜県高山市西之一色町	2014	工業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	自然由来	-	-	対策の予定はない（自然由来としての見解であり、浄化は不可能。）	-
ほう素	1	継続監視 調査	36 (36倍)	埼玉県毛呂山町滝の人	2014	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	その他	-	-	対策の予定はない（原因者が不明で、周辺に飲用井戸がないため）	-
1,4-ジオキサン	1	継続監視 調査	3.7 (74倍)	大阪府柏原市片山町	2015	工業用水	特に対応していない	工場・事業場の排水・廃液・原料等	有機化学工業製品製造業	行政指導	対策の予定はない（過去に周辺の事業者によって汚染された地下水を引き込んだことによる汚染と推定されるため。）原因者と思われる周辺の事業所敷地において揚水が行われている	-

参考資料8 要監視項目の測定結果について

要監視項目とは、「人の健康の保護に関する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、平成5年3月に設定された。その後、平成11年2月及び平成16年3月及び平成21年11月に改定され、現在は24項目を設定している。

平成30年度に都道府県等によって測定された、要監視項目の調査結果を下表に示す。平成30年度は505本の井戸において測定が行われ、全マンガン及びウランに指針値超過がみられた。

- ・全マンガン (292本中 56本 (超過率 19.2%))
- ・ウラン (236本中 1本 (超過率 0.4%))

表 要監視項目の測定結果

項目名	平成30年度				平成6～29年度				指針値 (mg/L以下)
	調査 井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道 府県数	調査 井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道 府県数	
クロロホルム	403	0	0	24	11,924	0	0	42	0.06
1,2-ジクロロブロベンソン	322	0	0	20	8,632	0	0	40	0.06
p-ジクロロベンゼン	322	0	0	20	8,459	0	0	40	0.2
イソキサチオノン	250	0	0	19	5,883	0	0	40	0.008
タライアシノン	250	0	0	19	5,939	0	0	40	0.005
フェニトロチオノン (MEP)	250	0	0	19	5,941	1	0.0	40	0.003
イソプロチオラン	250	0	0	19	5,882	0	0	40	0.04
オキシン銅 (有機銅)	250	0	0	19	5,690	0	0	40	0.04
クロロタロニル (TPN)	250	0	0	19	5,926	0	0	40	0.05
プロピサミド	250	0	0	19	5,894	0	0	40	0.008
E P N	358	0	0	20	10,564	0	0	41	0.006
ジクロルボス (DDVP)	261	0	0	20	5,827	0	0	40	0.008
フェノブカルブ (BPMC)	261	0	0	20	5,817	0	0	40	0.03
イソプロベンホス (IBP)	261	0	0	20	5,768	0	0	40	0.008
クロルニトロフェン (CNP)	259	-	-	20	6,285	-	-	41	-
トルエン	327	0	0	21	9,126	0	0	41	0.6
キシレン	327	0	0	21	9,130	1	0.0	41	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	217	0	0	18	5,446	1	0.0	40	0.06
ニッケル	286	-	-	20	7,609	-	-	40	-
モリブデン	235	0	0	20	6,136	2	0.0	40	0.07
アンチモン	266	0	0	20	7,265	1	0.0	40	0.02
エビクロロヒトリル	179	0	0	15	2,257	1	0.0	15	0.0004
全マンガン	292	56	19.2	17	4,259	475	11.2	21	0.2
ウラン	236	1	0.4	16	3,002	21	0.7	17	0.002

注1：都道府県の水質測定計画に基づき測定された結果をとりまとめたものである。

注2：超過数とは指針値を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

指針値超過の評価は年間平均値による。

平成6～29年までの超過井戸数は、測定当時の指針値を超過した本数を累計したものである。